平成３０年１１月２６日

茨城県老人福祉施設協議会　会員　様

茨城県保健福祉部福祉指導課

福祉人材確保室

外国人介護人材（留学生）の確保対策にかかる意向調査について（依頼）

時下，益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より，福祉人材確保施策の推進にあたりましてはご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，当室では，下記により，関係団体や機関等と連携した外国人介護人材（留学生）の本県への受入れ，就業促進策を検討しております。今後改めて，ご説明等の場を設けたいと考えておりますが，それに先立って皆様の意向を調査させて頂くこととしました。

つきましては，別紙により貴法人の意向をご教示頂きたくご協力をお願い申し上げます。

ご多忙のところ，恐れ入ますが，平成３０年１２月７日（金）までに下記まで電子メール又は，ＦＡＸにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお，調査結果は，無断で法人等が特定できる形では利用しないことを申し添えます。

記

１．県内の留学生の状況

・現在，県内の介護福祉士養成校には，１２０名程の留学生が在籍しており，介護福祉士を目指して熱心に学んでいる。

・卒業後は日本での就業を予定しているが，茨城県外での就業を希望している者も多い。

２．留学生の優位点

・介護福祉士養成校卒業後は，介護福祉士として就業できる。

・就業までに２年以上日本で生活しているため，一定の日本語レベルを有するとともに生活習慣を身に付けている。

・在留資格「介護」は在留期限が無く（最長５年だが更新できる。），家族も呼べる。

・技能実習生の場合必要となる監理費が不要。（卒業後，就業した時）

３．留学生の本県への受入れ，就業促進に向けたインセンティブ

　　　留学生の県内介護福祉士養成校への進学を促進するとともに，卒業後は本県で就業してもらえるよう，インセンティブを用意する。

（１）「介護福祉士修学資金」の活用

・「介護福祉士修学資金」を活用し，留学生の本県での就業を促進する。

・しかしながら，留学生は，連帯保証人を立てることが困難なため，資金を借りにくいという課題がある。

・この対策として，法人に連帯保証人になって頂く。

（２）法人等独自の奨学金等の活用

　　　・「介護福祉士修学資金」とは別に法人等独自の奨学金等を設ける。

（３）生活支援

・施設でのアルバイトとしての雇用や，寮の斡旋等の生活支援により留学生の負担を軽減する。

|  |
| --- |
| 〒310-8555　水戸市笠原町978番6茨城県保健福祉部福祉指導課福祉人材確保担当　前野TEL029-301-3197　FAX029-301-6200 |

茨城県保健福祉部福祉指導課福祉人材確保室行き

（【提出先】メールアドレス：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp　FAX：029-301-6200 ）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名／施設名 |  |
| ご記入者　職氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 電話番号 |  |

該当する番号に○を付けて下さい。

問１　外国人留学生が介護福祉士修学資金を借りる際に，法人として保証人になることについて

　① 必要な人物評価等ができれば法人として保証人になってもいい。

|  |
| --- |
| できましたら保証人になる要件を記載願います。（必要な評価の程度，評価の方法など）  |

② 保証人になることは考えられない。

③ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問２　法人等による独自の奨学金（奨励金）等の制度がありますか？

① 奨学金等の制度がある。

② 現在，制度創設に向けて具体的な検討をしている。

③ 今はないが，今後検討していきたい。

④ 奨学金等を作る予定も考えもない。

⑤ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問３　留学生をアルバイトとして雇用することについて(アルバイトは週28時間以内が限度)

① アルバイトとして雇用してもいい。

② アルバイトでの雇用は考えられない。

③ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問４　外国人留学生に対する住居支援について

① 今も寮や家賃補助により支援をしている。

② 今は支援していないが，今後取り組みたい。

③ 住居支援は考えられない。

|  |
| --- |
| ご意見や疑問点等がありましたら自由に記載願います。 |

④ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

ご協力ありがとうございました。

 参　考

在留資格「介護」とは

　介護福祉士養成校を卒業し，介護福祉士国家資格を取得した方が，介護業務に従事できる在留資格です。在留期間は，最長５年ですが在留資格を更新することで，継続的に介護業務に従事できます。

　在留資格「介護」は，介護福祉士国家資格の取得が必要ですが，平成２９年度から平成３３年度まで経過措置が設けられており，卒業後５年間暫定的に介護福祉士資格を有し，継続して５年間介護等の業務に従事した場合には，５年間経過後も引き続き介護福祉士資格を有することができます。

介護福祉士修学資金

　介護福祉士養成校に在学する方を対象にした貸付制度です。連帯保証人が必要。

　貸付額等

　・修学資金月額　　　　　５万円以内

　・入学準備金　　　　　２０万円以内

　・就職準備金　　　　　２０万円以内

　・国家試験受験対策費用　４万円以内（１年度あたり）

　　２年間の合計　　　１６８万円

　※資格取得後５年間介護業務に従事すると全額返還免除

外国人留学生のアルバイトの制限

　１週２８時間を限度としてアルバイトに従事することができます。

夏休みなど長期休暇期間は週４０時間（１日８時間以内）を限度としてアルバイトに従事できます。

連帯保証人（法人）の責任の範囲は

「介護福祉士修学資金」を借りた留学生が返済できない場合（介護業務に従事しなかった場合や帰国した場合など）に，返済の必要があります。

法人が保証人になるメリット，デメリット

メリット　：独自の奨学金の場合，奨学金は法人からの持ち出しになりますが，「介護福祉士修学資金」の保証人の場合は，法人からの持ち出しがなく，５年間介護業務に従事することにより，全額返還免除になるため，費用負担が生じません。

　　　　　　なお，自法人に就業してもらう動機付けを強化するには，法人独自の奨学金等を活用することが考えられます。

デメリット：修学資金を借りた留学生が返済できない場合（介護業務に従事しなかった場合や帰国した場合など）に，返済の必要があります。